3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第四項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第四号ロからリまで、ル若しくはヲに掲げる者がそれぞれ令第二十九条の三第五項第二号から第九号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4・5　（略）

（令第二十九条の四第一項第三号ワ若しくはカ、第四号ワ若しくはカ又は第五号ロからニまでの市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の五　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第十三号若しくは第十四号、第五項第十三号若しくは第十四号又は第六項第二号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第二十九条の四第一項第三号ワ若しくはカ、第四号ワ若しくはカ又は第五号ロからニまでの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ワに掲げる者が令第二十九条の三第四項第十三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号カに掲げる者が令第二十九条の三第四項第十四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ワに掲げる者が令第二十九条の三第五項第十三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号カに掲げる者が令第二十九条の三第五項第十四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ロに掲げる者が令第二十九条の三第六項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第五号ハに掲げる者が令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第五号ニに掲げる者が令第二十九条の三第六項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給申請）

第二十七条の十六　（略）

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ハに掲げる者が令第二十九条の三第四項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号ニに掲げる者が令第二十九条の三第四項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第四号ハに掲げる者が令第二十九条の三第五項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ニに掲げる者が令第二十九条の三第五項第四号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4・5　（略）

（令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはヘ、第四号ホ若しくはヘ又は第五号ロ若しくはハの市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の五　市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第四項第五号若しくは第六号、第五項第五号若しくは第六号又は第六項第二号若しくは第三号に掲げる場合のいずれかに該当している場合には、令第二十九条の四第一項第三号ホ若しくはヘ、第四号ホ若しくはヘ又は第五号ロ若しくはハの規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

2　（略）

3　認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により限度額適用・減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、限度額適用・減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。

一　令第二十九条の四第一項第三号ホに掲げる者が令第二十九条の三第四項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第三号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第四項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき、令第二十九条の四第一項第四号ホに掲げる者が令第二十九条の三第五項第五号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第四号ヘに掲げる者が令第二十九条の三第五項第六号に掲げる場合に該当しなくなつたとき又は令第二十九条の四第一項第五号ロに掲げる者が令第二十九条の三第六項第二号に掲げる場合に該当しなくなつたとき若しくは令第二十九条の四第一項第五号ハに掲げる者が令第二十九条の三第六項第三号に掲げる場合に該当しなくなつたとき。

二　（略）

4～6　（略）

（月間の高額療養費の支給申請）

第二十七条の十六　（略）

2　（略）